

令和7年度

第3回ふじさわ人権協議会 議事録

日 時 2026年1月23日(金)午後2時から午後3時まで

会 場 藤沢市役所 本庁舎5階 会議室5-1・5-2

出席者

1 委員=8人

鈴木会長、木村麻紀副会長、原副会長、木村亜希子委員
陸委員、宮城委員、萩原委員、富高委員
(欠席) 鳥海委員、都委員、岡委員

2 アドバイザー=1人

洲脇アドバイザー

3 事務局=3人

人権男女共同平和国際課 高橋(主幹)、鈴木(課長補佐)
中村(上級主査)

4 傍聴者 0人

内 容

1 議題

- (1)令和7年度各課職員の人権意識啓発に関する取組について
- (2)令和8年度人権施策推進方針について

2 その他

【令和7年度 第3回ふじさわ人権協議会】

○事務局(高橋) 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第3回ふじさわ人権協議会を開催させていただきます。本日、進行を務めさせていただきます人権男女共同平和国際課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、会議時間を1時間程度と考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の会議でございますが、鳥海委員、都委員、岡委員から、ご都合により欠席のご連絡をいただいておりますが、藤沢人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上の委員が出席されておりますので、この会議が成立しておりますことを報告いたします。次に、会議の公開・非公開についてお諮りいたします。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市運営や施策形成における公平性および透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。本日の会議におきましても、公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局(高橋) ご異議がございませんでしたので、本日の会議は公開とさせていただきます。また本日の会議の記録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。発言される際は、職員がマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言くださいますよう、ご協力をお願いいたします。また、当課の課長の作井は、本日、業務の都合により欠席とさせていただきます。続きまして資料の確認をさせていただきます。事前に郵送とメールでお送りさせていただいておりますものとしまして、まず次第で、裏面が委員名簿になっているもの。それから資料1令和7年度各課職員の人権意識啓発に関する取組結果。参考資料といたしまして、保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト、全国保育士会の作成したもの。それから、犯罪被害者等支援のリーフレットといたしまして、一般のものとやさしい日本語版のものと、2種類お送りをさせていただきます。また本日の机上配付資料といたしまして、資料2-1「令和8年度人権施策推進方針」。資料2-2「DEIの推進に向けて」。こちらで本日の資料は以上となりますが、過不足等ある方いらっしゃいましたら挙手にてお知らせをお願いいたします。よろしいでしょうか。それではここからの議事進行につきましては、要綱第5条第2項の規定によりまして、会長にお願いさせていただきたいと思っております。鈴木会長よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 皆様、こんにちは。今日はお忙しい中、足をお運びいただきまして、ありがとうございます。今回、第3回目の委員会ということで、令和7年度の取組について、また令和8年度の方向性などについてということで、ご議論いただくことになっております。ぜひ活発なご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。では早速、議題に従いまして進行させていただきたいと思います。まず議題1でございます。令和7年度各課職員の人権意識啓発に関する取組について事務局より簡単にご説明いただければと思います。お願いいたします。

○事務局(中村) 人権男女共同平和国際課の中村と申します。よろしくお願いいたします。では、お手元の資料1、令和7年度各課職員の人権意識啓発に関する取組結果という資料になります。こちらは、今年度各課で取り組んだ職員の人権意識啓発のテーマや取組内容などを各課から報告いただき、取りまとめたものになります。この取組は、毎年、各課で1人、DEI推進員を選出いたしまして、その推進員を中心に課ごとに人権指針の分野別課題の中からテーマを設定し、職員の人権意識の啓発に取り組んでいるのでございます。職員一人ひとりが多様化・複雑化する人権課題に柔軟に対応できる人権感覚を身につけるために、継続的に実施しているものでございます。資料1の表紙をめくっていただきますと、裏側に人権課題の分野と、取組のテーマ分布を記載しております。今年度、テーマに選んだ課が一番多かった人権課題の分野は、8番「ビジネスにおける人権」、続きまして2番「子どもの人権」、4番「障がいある人の人権」、1番「ジェンダー平等社会」の順となっております。また今年10月に藤沢市犯罪被害者等支援条例を制定したこともあり、9番「犯罪被害者等の人権」を選んだ課が昨年度よりも増えております。あと6番「外国につながるのある人の人権」を選んだ課も昨年度より増えておりまして、特に市民センターでは、窓口で外国につながるのある方と接する機会が多いため、理解を深めようと、テーマに選んだところも複数ございました。各課での取組といたしましては、課内会議で人権啓発DVDを視聴して意見交換を行ったり、課の職員が参加した人権研修の内容を課内で共有して、人権課題への理解を深めたり、また各自でWeb研修ツールの研修動画を視聴して、課内で意見交換を行うなど、それぞれの方法で意識啓発に取り組んで、気づきの機会を持っていただきました。資料1の他に参考資料として、全国保育士会の保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリストをお送りしております。こちらは各保育園からの報告にこのチェックリストを活用しているというご報告が多かったためご参考にお送りいたしました。本日は、委員の皆様から、各課の取組の中で良かった点やご感想などを伺いますと幸いです。いただいたコメントは事務局で取りまとめまして、こちらの一覧表とともに、庁内へフィードバックさせていただく予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 ご説明ありがとうございます。それぞれの市のセクションを全部見てまいりますと、全部で124の部局ということでございますが、様々な人権課題について、各課に配属されているDEI推進員の方を中心に課題を設定し、そして学びをして、その取組の内容、結果、効果・反省点とまとめられています。これを一つ一つ皆さんにご意見を伺うのは、難しいですので、皆さんがご覧いただいて、ご自分の関心のあるところですか、こういうところはもう少しこんな学びがあるのではというようなアドバイスをいただければと思います。全体を通してのご感想でも結構でございます。ご意見をいただければと思います。気づいた点やここについて発言しておきたいという方がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(原副会長挙手)

○鈴木会長 原副会長、よろしくお願いいたします。

○原副会長 とても丁寧になさっているのだなと思い、大変感心いたしました。ざっと見た感じでは、意見交換ができていない課とできていない課があって、課の人数や業務形態にもよると思うのですが、意見交換ができていない課の方が、より深く、展開できているかなと思いました。「共有」は、「こういう感想がありました」とリストなどにすることだと思うのですが、課全員ではなくても3~4人ずつという形ででも、「共有」だけでなく意見交換までできると、より深くなるのかなと思ったのが一点です。それからいくつかの課では、今後の学びについての、自分たちの姿勢みたいなものも記していただきました。「この次はもっとこういうふうにしたいと思う」とか、「こういうことが足りなかったので、次はこうやりたい」という課がいくつか見受けられて、積極的でいいなと思いました。それから、取組テーマのカウントの仕方なのですが、全部の課題と答えてらっしゃる課が、いくつかあって、たぶんそれもカウントされていると思うのですが、テーマ分布表を見て、「患者等の人権」を選んだ課が7件もあったかなと思って数えたら、単独で選んでいる課は2つ、複数の課題を列挙した中にある課が一つでした。「全部」というのはカウントに入れない方が、わかりやすいかなと思いました。あと、モスク建設反対運動について今、藤沢の方々は大変な思いをされていると思います。人権男女共同平和国際課にもいろいろな電話がかかってきて、大変なのではないかと思います。82番は「藤沢市議会が『モスク反対請願・陳情を満場一致で不採択』したことについて」というテーマを掲げており、それはとても良かったと思うのですが、「効果・反省点等」のところに、「宗教の自由と地域の安全・生活環境、表現の自由とヘイトスピーチの問題、民間事業の自由と行政の説明責任・住民参加、といった人口減少の現代の社会が避けて通れないテーマだと感じた。」とあります。「宗教の自由と地域の安全・生活環境」という並べ方に、ヘイトスピーチやデマチラシに踊らされてしまっている、事実とは違う建設反対派

の主張に引っ張られた形での反省点になってしまっているように思います。こういうときに正しく理解していくというのは、難しいかな、このままやりっぱなしでいいのかなと少し不安になりました。その後も、「行政の説明責任」というのがあるのですけれども、たぶんモスクを建設するというときには、周辺住民への行政の説明責任というのはないのではないかと思うのですが、あるのでしょうか。以前、横浜で精神障がい者のグループホーム建設の反対運動があったときの事例では、説明する必要はない、むしろ説明してはいけなと聞いています。このモスク建設の件でも議会では手続き的には問題ないということで反対の請願は採択されなかったと聞いております。そういうところが学びきれてないのかな、深化できてないのかなと少し不安になりました。これを機会に人権条例にまで足を踏み出していただけるといいのではないかなと思いました。

○鈴木会長 ありがとうございます。意見交換の大事さであったり、今後の学びのあり様であったり、意見交換などが熱心な課は次に結びついているというようなお話ありました。あと、カウントの仕方は確かに複合的な課題をどういう整理するのかというのをおっしゃるとおりかと思いました。そして、私も82番については、問題としても気になっておりましたし、そしてそこでの学びについてどうかということですね。こういうこのところの効果・反省点の記述のところでは、必ずしも従前ではないのかもしれないというようなご意見をいただきました。各セクションの細かなところまで事務局にどうですかと聞くわけにもいかないと思いますので、そういう意見が出たということは、これは庁内で公表されていくものであろうかと思えますけれども、「この議論の終わり方でいいのかしら」という意見もあったということは伝えていただけるといいかなと思ったところです。他に皆さんからどうでしょうか。何か全体でお気づきのところ、どうでしょうか。皆さん考えていただいている間、私が思ったところなのですが、全体のところで、原委員と同様に、非常にそれぞれの課が丁寧に取り組んでくださっているというのはわかった気がします。全体をとおして感じたことなのですが、行政を担うものとして、自分の視野を広げていって、他者の人権を守るっていくというところもある、もう一方で、カスハラやハードクレームの話も確か出ていたと思うのですが、これは市民からのハラスメントだけではなくて、職場内の環境整備も含めてなのなのですが、自分の人権を守るというところと他者の人権を守る場所の2つが全体としてはあるのだなと感じさせられました。最近、課題にもなっていますので、事務局でご存知の範囲で教えていただければと思いますが、いわゆる市役所におけるカスハラに対して方針や対応、手立てについて、おわかりになる範囲で教えていただければと思います。

○事務局(高橋) パワハラについては、議会での条例が最近制定されているところであるのですが、あとは職員課等でも指針と明記はしているか、今定かではないのですけ

れども、そのような方針はあったかと思えます。自治体のカスハラは、かなり最近は問題になっているかと思っているのですけれど、例えば市で変えたところとして、名札なのですけれど、昔は名札に課名とフルネームが記されていたのですが、職員のプライバシー侵害につながることを懸念されるため、名札をひらがなで名字だけに変えているというようなところはあるのですけれど、具体的に指針があるかと言われると、まだそこまで至っていないのかもしれませんが。

○鈴木会長 ありがとうございます。民間の企業などでは、この一線を越えたらもう対応はというようなことを明示しているようなところもあったりして、市役所の職員の皆さんはサンドバッグ状況になる。私は特に福祉に関係しておりますので、時には市民の真剣さが、言葉の刃になったり、暴力事案などというのも福祉の窓口などではあるというのも存じておりますので、職員の人を守られないと市民の笑顔は作れないというようなことも思った次第でございます。ありがとうございます。他に皆さんからいかがでしょうか。

(陸委員挙手)

○鈴木会長 陸委員、よろしくお願いいたします。

○陸委員 陸です。よろしくお願いいたします。外国人市民として、外国につながるのある人の人権に焦点を当てて、お話をさせていただきます。今回の資料で、このテーマは23件と多くの課に取り上げられたことがわかりました。これはおそらく外国人住民の増加、多文化共生の必要性、そして意思疎通における課題など地域の事情が反映された結果だと考えられます。今年度、市の取組では、多くの課が課内研修から始め、職員同士の意見交換を通じて、互いの気づきを共有し、最終的に具体的な業務改善へと結び付けている様子が伺えます。例えば、湘南大庭市民センターでは、わかりやすい日本語の徹底を、学務保健課では、電話対応で短い文でゆっくり話すといった実践的な工夫が生まれているということがわかりました。特に注目したのは、無意識の偏見への深い気づきです。長後市民センターでは、情報を鵜呑みにせず、無意識に決めつけないことの大切さが確認され、湘南台市民センターでは、偏見は相手を知らないことから生まれるという根源的な考察が共有されました。こうした気づきの深さには心を動かされました。藤沢市の職員一人ひとりが現場で得たこれらの気づきは、多様な背景を持つ全ての市民が安心して暮らせるまちの土台となっているに違いないと思っております。この報告は、確かな一歩を記録したものだと思っております。私からのアドバイスが一つあります。わかりやすい日本語研修の標準化を提案したいと思っております。既にいくつかの課で実践されている工夫を、窓口業務が多い部署に向けて体系化して行って欲しいです。私は外国人市民会議にも参加させていただいて、今年度、指さしボードを外国人市民と一緒に作り上げて、指さしボードを市に提案して、そして市役所や各市民センターで活用されること

は、第一歩として踏み出したことだと思います。こういう情報も皆さんと共有したいところ
です。

○鈴木会長 陸委員、大変丁寧に評価してくださって、ありがとうございます。気づきの共有が改善に繋がっていったり、無意識の偏見、そして差別や偏見の源となる無知ということについてのご指摘もいただきました。わかりやすい日本語のところ、それからご提案の指しボードの話も、とても興味深く話をうかがわせていただきました。国からも、やさしい日本語の手引きが出ていたり、私の知る限りは、横浜は市独自で手引きを作っていたかなと思っております。わかりやすい日本語は、外国の人だけではなく、例えば、軽度の知的障がいのある人たちなど、みんなに情報を伝えていくという部分で非常に大切な試みだなと思っております。陸委員、ありがとうございます。他の会議の取組についても皆さんからありましたら、ぜひ教えていただければと思います。他に皆様からいかがでしょうか。では、名簿の順番でお伺いしてもよろしいでしょうか。木村副会長、一言コメントいただければと思います。

○木村副会長 木村でございます。各課でテーマを決めて、推進委員を通じて取組をして、意見交換ができるところは意見交換をして、それを人権男女共同平和国際課にフィードバックをかけるという一連の流れが行われているということ、初めて知ることができましたので大変参考になるご報告をいただきました。2つほど大きなお話と、具体的なお話があるかなと思います。取組のテーマが1~12までありますけれども、これに関して質問のような形になってしまうのですが、各課の推進員に一任する形で、ここからテーマを選び、選んだものを好きなようにやってくださいといったアプローチでいらっしゃるのですか。あるいは例えば、先ほど来、お話があるように、外国につながるのある方の人権という部分で、いろいろな問題がアップデートされていたり、市民の方の数自体も増えているといった変化があったり、といった状況がありますので、重点テーマとして、このテーマを取り扱ってほしいけれども、現場に即して判断していただいているというふうな形になっているのか。テーマ設定から決定に至るまでのポイントを教えていただいてもよろしいですか。

○鈴木会長 ありがとうございます。事務局からわかる範囲でいかがでしょうか。

○事務局(中村) 過去にセクシュアルマイノリティの人権についての研修を必須のテーマとして各課に取り組んでいただいたことはあるのですが、今年度については特にそういった指定はなく、この分野の中から自由に選んでいただいたものになります。

○木村副会長 ありがとうございます。例えば、その課に非常に関わるテーマなので、できればこれを優先してはいかがですかというような助言なども特段は行ってないということですか。

- 事務局(中村) 特に、アドバイスなどはしておりません。業務に関係のないテーマでも構わないので、それぞれで取り組んでいただくようお願いしております。
- 木村副会長 ありがとうございます。常時いろいろな形で研修いただくというのが望ましいというところでいうと、研修の機会そのものがあるということに価値があるという考え方もあると思います。ただ一方で、研修効果を上げていくということを考えた場合に、やはりそれぞれの課に即したテーマを選んでいただいた方が、より効果があるのではないかと思います。というのも、例えば土木系の部署で日々このようなテーマに接しているかといえば、どうなのかなと思われるようなテーマが取り上げられているのを拝見したのですけれども、どうしてこのテーマだったのかなと、なかなか判断が難しいものもあって、もちろんそういうものを選ぶことによって、初めて知る良いきっかけになっているという評価でしたら、それはそれだと思うのですが、より研修効果を上げられる方法というのは、あるのかなと思ったのが、率直な感想です。あと、市民センター、保育園が各所にあるのですけれども、それぞれ市民センターは、地域の市民の皆さんの現場の窓口、保育園はもちろん文字どおり保育園というところで、それぞれ共通の課題があるのかなと見受けていまして、センターそれぞれ、保育園それぞれで研修やっていらっしゃる形になっていますけれども、集まって研修しながら意見交換の場を持つようなことがあってもいいのかなと感じております。意見交換することによって深まるという点と、似たような業務に携わっている方々がそれぞれの現場で抱えている課題を共有し合うことで、それぞれの悩みの解決の糸口が見つかったり、視点が広がったりすることも期待されますので、人権課題に限らず、横断的な学びの場というのがあると望ましいのではないかなと感じております。
- 鈴木会長 ありがとうございます。後段のところの横断的というのは、それぞれの課が取り組んでいるけれど、その結果、同じようなテーマを取り上げたところ同士でさらに意見交換ができているだろうかということも、いろいろと工夫のしどころはあるようにも私も伺っていて思いました。ありがとうございます。続きまして、木村亜希子委員、お願いします。
- 鈴木亜希子委員 私はもともと高齢者の分野でお仕事をさせていただいていますので、自分がよくお世話になっている課の取組を拝見させていただきました。その中で私たちのお客様である高齢者の虐待というのが、施設に課せられている人権のベースになってくるのかなと思います。もちろんお客様の人権を守ることも必要なのですが、職員の人権も守りつつというのは、日々気をつけております。高齢者支援課のテーマもやはり高齢者虐待による人権侵害を守るということで、同じようなところを目標にされているというのに安堵したというか、一緒にお仕事を進めていく上で方向性が一緒なのだと

いうところを改めて感じることができました。効果・反省点のところ、早期発見・早期対応というところは、現場である私たち介護施設の者がしっかりやっていかななくてはいけないなと思いました。改めて感銘を受けました。

○鈴木会長 ありがとうございます。民間の様々な取組と行政の学びの方向性が同じという心強さがあったということですね。ありがとうございます。続きまして、宮城委員、お願いいたします。

○宮城委員 皆様お忙しい中での取組に敬服しているところですが、どうしても一斉にこういう形でやると、取組の濃淡というの、出てこようかと思っております。その中で、本当に素晴らしい成果が上がっているものに水平展開や周知には、力を入れていただきたいなと思っております。私が所属している会社ですと、全社員宛に人権に関わる標語とか、あと小さいお子さんがいらっしゃるご家庭には人権に関わるポスターとかを公募して、翌年の標語カレンダーに載せています。8割くらいの社員が応募しているようで、連続で選ばれた人とか、30年ぐらい応募していて1回も選ばれてないとか言いつつ、楽しみながら、作品を読んでいだけでも心構えは変わっていくというところがあります。今、非常に問題になっている事柄、人権の中でも、とりわけ問題の課題が大きい事柄に関する標語を募集するというような形で実施しております。自主的にテーマを決めるというのは非常に良いと思いますし、先ほど、ご意見があったように、関わりのあるセクション同士での話し合いは、ぜひやっていただければなどは思っております。

○鈴木会長 ありがとうございます。企業での取組も含めてお聞かせいただきました。続きまして、萩原委員、お願いできますか。

○萩原委員 この取組を見たときに個人的に良かったなと思ったのは、時間に限りがある中で、アンコンシャス・バイアスであったりとか、マイクロアグレッションであったりとか、市の職員の方々が日常業務の中で起こりうる人権課題について、eラーニングを実施したり、DVDを視聴し意見交換をしたり主体的に行って、それぞれ認識を深めているところはすごく良かったのかなと思います。一方で、その場での意見交換や認識というものが、どこまで継続するか、その先の業務の中でどれだけ活かしているのかというところが、効果・反省点で意識の向上に繋がったというだけではなく、具体的に業務の中で、落とし込んでいくのが大事だったりするのかなと思うので、そのフィードバックがあると、より効果が明確になるのではないかと思います。あとは、保育園で認定こども園のチェックリストがあったと思うのですが、もちろん0歳～3歳ぐらいまでの子どもたちと触れ合う中でのチェックリストというのは、とても大事だと思うのですが、その先の小学生・中学生、特に小学生は人権意識がまだまだ低いと思うので、もしかしたら、もう既にあるかもしれませんが、指針であったり、教育の中でのここは時間を取って教えたりと

いう決め事みたいなのがあると、幼い頃から人権に触れる機会が増えていくのかなと思いました。

○鈴木会長 ありがとうございます。萩原委員のお話は本質的だなと感じました。ここで研修をやって気が付くが、本当に職員の方一人ひとりの具体的な行動変容に繋がるのか、それから取組に繋がっているのかどうかというのは、おっしゃるとおりだなと思いました。子どもの人権についても大事なご指摘をいただきました。続きまして、富高委員、お願いします。

○富高委員 まず感じたのは、こういう取組自体が定期的にされているということが、素晴らしいと思いました。と言いますのも、私の勉強不足からですが、マイクロアグレッションという言葉は、概念としては知っていたのですが、最近はこの名前がついているということを知らなかったのです。普通に日常生活を送っていると、人権に対する情報や知識というのは、なかなか入って来ないのです。自分から取組をしたり、何か機会がないと、人権について思いを馳せるということが、多くの人はないのではないかと思います。ですので、定期的にこういう取組をするということは非常に大切で、そこが最も素晴らしいと思いました。あと、私が女性相談員だったという個人的なところからなのですが、ここの担当課が、やはり犯罪被害者支援を今回テーマに取り上げていただいて、そして担当だけではなく、課全体で支えていくという姿勢というのが非常に相談していた経験から言いますと、ありがたいと思いました。なかなか相談員と担当者で乗り切れるような事案ばかりではなく、課全体として考えるというケースは多々あったのです。市民相談情報課も取り上げてくださっているのは、非常に心強いなと思いました。何が大変かと言いますと、どこでも始まってから、あまり時間が経っていないので、事案や事例検討、今までの経験が蓄積していないのです。ですので、これはどのように支援していったらいいのだろうとケースがどうしても出てくると思います。やはり相談員と担当者だけでは、なかなか厳しいので、周りのバックアップが必要になると思います。この課全体という姿勢が相談員からしたら、とても心強いのではないかと感じて見っていました。これからもそういう気持ちで課の皆さんに相談員の方を支援させていただきたいですし、個人的には課の皆さんとの雑談というのがものすごく大切でした。雑談をして、リフレッシュして相談室に元気で戻って、対応できるというところがありましたので、こうやって知っていただいて、周りで温かく支えていただけると非常にいいなと思いました。

○鈴木会長 ありがとうございます。富高委員がおっしゃってくださった日常の生活の中で人権に思いを馳せるということは、どれだけあるだろうかというのは私も聞いていて、はっと思われます。しっかりと機会を持っているということ自体がまず何が大事だということは、おっしゃるとおりだなと思いました。犯罪被害者支援については条例化されたと

ころもあって、かなり取り上げた課も多かったと思います。では最後に、アドバイザーの洲脇さんから一言いただければと思います。お願いいたします。

○洲脇アドバイザー まず全体として、人権意識啓発の取組について、非常に多岐にわたる部署で数多く、また手法に関しましてはWeb研修ツールを活用した学習やDVDの視聴と意見交換、グループワークなど様々な手法によって実施されているのだなと感じました。今回、DEIのテーマでもいくつか取組が行われているかと思いますが、中には組織内の構造的な問題や心理的安全性というところに踏み込んだもの、例えばオールドボーイズネットワークに着目したものや、ハラスメントをしてはいけないという禁止事項の周知だけではなくて、ポジティブなコミュニケーションを通じて、心理的安全性を確保して、相互尊重の土壌を作っていくことの重要性を学ぶものなどがあったかと思います。こうした取組は、DEIを推進していく上で壁となりうる見えにくい排他性のようなものの存在にも気づききっかけになると思いますし、このような気づきによって、一人ひとりの行動変容が促されていくことが、組織の中でスムーズにDEIが浸透していくことに寄与していくのではないかと感じました。また、外見からはわかりにくい特性を持つ人々への理解を深める取組として、ディスレクシアという文字の読み書きに困難が生じる障がいについて学ぶものもあったかと思います。基礎自治体である市役所においては、窓口業務を始めとして、市民の皆様と直接、接する機会も多いと思うのですが、職員の皆様が、外見的にはわかりにくい特性などについても幅広く知識を持ち、相手の特性を踏まえた適切な接遇、合理的配慮が行われることは、その市民の皆様の安心感や、ひいては市政への信頼というところにも繋がっていくものと思いました。

○鈴木会長 洲脇アドバイザー、ありがとうございます。皆さんからどうでしょう。他によろしいでしょうか。皆様のご意見、アドバイザー洲脇さんからのお話も伺って、基本的に皆さんが、令和7年度の市の取組に対して非常に好意的に評価をしてくださっていると思っております。適切な学びが行われているということだと思います。それについて、いろいろなご意見がございましたけれども、更なる期待というか、気づきだけではなく、行動までやっていただきたい。それが市民からの信頼に応える市役所になってくるということも伝わってまいりました。あと124の全ての部署が人権に関わるものなのだというところも、この取組の中から我々が生み出すところかもしれません。今後もこの取組を進めていただきたいと思っております。事務局におかれましては、大変励ましの意見がたくさんありましたので、各課のDEI推進員の皆さんにフィードバックしていただけるとありがたいなと思っております。本務の傍らこれをやっていくというのは、なかなか大変だと思いますけれども、頑張ってくださいっているという評価ですね。議題1令和7年度各課職員の人

権意識啓発に関する取組については、ここまでとさせていただきます。では、議題2令和8年度人権施策推進方針ということで、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局(高橋) 議題2「令和8年度人権施策推進方針について」ということです。資料は本日机上配付させていただいております2-1、2-2となります。まず資料2-1をご覧ください。本市では、全ての市民が互いに人権を尊重し合い、ともに生きる社会の実現を目指しておりまして、あらゆる施策を人権尊重の視点に立って推進をするということで、2007年に藤沢市人権施策推進指針を定めております。その後、2023年の改定の際には、名称を「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」と改称いたしまして、多様化・複雑化する人権課題に対応するための施策を推進しているところでございます。今年度は多様な視点・価値観に基づく社会づくりに向け、全庁でDEIを支える風土醸成を図ることというものを重点方針として掲げて、庁内外に向けて啓発事業を始めとする各種取組を進めていきているところでございます。ただ国内外において、DEIや多文化共生に反発するという動きも見られるというところで、人権を取り巻く状況は厳しさを増しているということもございます。このような状況を踏まえまして、今年度に引き続き、令和8年度につきましても、DEIの取組の更なる推進が必要であると考えられることから、「DEIの取組を推進し、その浸透を図ることで、誰もが自分らしく安心して暮らせる組織・社会をめざします」ということで人権施策推進方針の案を作成いたしました。この方針案につきましては、今後1月29日に開催されます市長、副市長、部長等を委員といたしましたDEI推進会議に諮りまして、庁内に周知して、DEIの浸透と定着について引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。続きまして資料の2-2をご覧ください。今年度から、これまでのD&IにEquity(公正・公平)を加えまして、DEIの取組を推進しているところですが、この資料につきましては、改めてDEIの浸透を図るための説明資料となっております。DEIの推進会議の資料にもなっておりますが、方針とともに全庁的に周知をしていくものとして作成しております。議題2の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 ありがとうございます。令和8年度の人権政策推進方針ということで、市としての取組の方向性ということでした。皆様にお諮りする前にお聞きしたいのですが、この令和8年度人権施策推進方針が、今ご報告いただいた令和7年度の各課の取組の源になってくるといってもあるということでしょうか。土台として、こういった全体の方針があって、そして各課がそれぞれ関心のあるところ深めていくといったような源という位置づけで、間違いはないのでしょうか。それとも、庁内外とあるので、外の部分も含めてかなり市としてこういうことをやっていきますというメッセージということですかね。取組自体は市としてということですよ。

○事務局(高橋) そうです。各課で実施している取組が、推進方針に基づいて行っておりますし、あとは庁内外という部分につきましては啓発に力を入れていきたいと思っております。

○鈴木会長 わかりました。内にも外にもという部分であるということですね。令和8年度4月から人権施策推進方針「DEIの取組を推進し、その浸透を図ることで、誰もが自分らしく安心して暮らせる組織・社会をめざします」を一つの柱として、藤沢市は人権施策全体について考えていくということでございます。何か皆さんからご質問ご意見ございますか。確認になりますけども、今のお話の中にもありましたが、令和6年度までは、D&Iで、令和7年度からEquity(公正・公平)が入って、DEIになったということですね。DEIが前面に打ち出されて2年目ということでしょうか。

○事務局(高橋) はい。

○鈴木会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。全体の方向性ということでありますが、皆さんから何かご質問ご意見ございますか。

(原副会長挙手)

○鈴木会長 原副会長、お願いいたします。

○原副会長 質問なのですが、令和6年度はEquity(公正・公平)の部分がなかったということですが、(Eがあるなしに関わらず)こういうものではなかった時代の推進方針があったのでしょうか。正直言って、人権はこれですべてかなという感じがあるのですけれども、何かに特化した方針だったりしたこともあるのでしょうか。

○鈴木会長 ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

○事務局(高橋) 先ほど2023年に改定したと申し上げたのですが、それまでは人権の推進指針に基づき全庁的に人権施策を進めていたのですが、改定に合わせて、年度ごとにより具体的に方針を立てようというところで、今回このような形で方針を定めておりまして、年度ごとの方針というのが来年度で、3年度目の方針になります。

○原副会長 そもそもそれまではなかったということですか。

○事務局(高橋) そうです。人権指針という大きな枠組みの中で、それぞれ課ごとに事業を行っていただいていたというところが、それが元々の一つの指針だったのですが、改定した指針の中で、さらに今年はこれを重点的に取り組んでいきたいと思います。年度ごとに方針を定めているというものになります。

○原副会長 ありがとうございます。人権指針には、もちろんいろいろ課題があって、去年からの方針は、ある意味全部を網羅しているイメージがあるので、毎年これを今年度の方針にしようと言って、変わっていきけるものなのかなと疑問があったもので、伺ってみました。

○鈴木会長 ありがとうございます。なかなか今の最後の原副会長からのご意見は、こういったものがどれくらい浸透していくのかということが、これからやはり図られていかななくてはいけないのかなと思っています。他に皆様からいかがですか。令和7年と令和8年を比較してみると、令和7年は風土醸成という全庁の中で、下地を作るというような感じだったのででしょうか。令和8年度は、それをより良い具体化していく、もう一步踏み出そうというイメージを私は受けたのですが、おそらくそのような趣旨で読み取っていいのかなと思いますけれども、やはりこの言葉自体が抽象的で難しいですが、これは進めていただくということで、特に他に皆様からご意見どうでしょう。ここで私たちが決めるわけではなく、最終的には1月29日のDEI推進会議でお決めくださいということです。そこに対して何か意見があればということでございますが、概ね、否定すべきものでもないでしょうということで、皆さんからも基本的にはこの方向を支持するといいましょうか、ただ、原副会長がおっしゃったように、それを決めるのはいいのだけれど、実態としてどうなのかというのは、市民としては、当然、取り組んでいくよねというところがあるかと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。せっかく方針として定めるのであれば、これが浸透して行って、一人ひとりの職員の皆さんが市民福祉の向上に努めていただければと思っております。ということで議題2も終了ということでございます。多様なご意見をいただきまして、ありがとうございます。続いて「その他」ということでございますけれども、まず皆様から何か共有しておきたい事柄はございますか。特に大丈夫でしょうか。では、事務局から何かございますか。

○事務局(高橋) それでは犯罪被害者等の支援リーフレット(2種類)のご説明させていただければと思っております。前回の協議会の時点では、案ということでお示しさせていただいたのですが、こちらが完成版となっております。このリーフレットにつきましては周知・啓発ということで市内の公共施設への配架や、市内の保育園・小学校・中学校・高校・大学、市内の事業者、警察署、近隣市町村も含めた警察署、神奈川県内の犯罪被害者の支援部署などにお配りをしているところでございます。前回の協議会の中で原副会長からいくつかご指摘いただいているので、そちらを反映させたものとなっております、まずこちらの支援のご案内というものなのですが、開いていただいて、「周りの人ができること」というところがあるのですが、こちらは案の時点では「私たちにできること」という記載になっていたのですが、その表現ですと、私たちは犯罪被害者ではないよという線引きのようなニュアンスを感じてしまうというところのご指摘いただいたので、「周りの人ができること」というご提案もあわせていただいたため、こちらは「周りの人ができること」という形で記載をさせていただいております。また表紙の下の電話番号のところなのですが、こちらも案の時点では※印がなかったのですが、市役所

への問い合わせ時間しかない、それ以外どこかに電話できるのかが、すぐにはわかりづらいというご意見もいただいております、実際は裏面にご案内は載せているのですが、表目にも※印で記載させていただいているものになっております。あと、もう一つのリーフレットがやさしい日本語版でして、外国籍の方たちにも、わかりやすく届けられれば良いなという思いで作っております。

○鈴木会長 ありがとうございます。新たに条例化された犯罪被害者支援のリーフレットについて、前回お諮りいただいたかと思っておりますけれども、これが皆さんのご意見も踏まえて、このような形に最終的なものが出来上がったということでございます。何か皆さんからご意見等ございますか。まずは、これで始めて、いろいろな課題や良いところが見出せるのではないかなと思っておりますので、そこについては、またこの会などにもお諮りいただきながら、改定版を作っていくということもあろうかと思っております。特によろしいでしょうか。では、特に皆様からのご発言もないようであれば、これで終了させていただきたいと思っております。今日は、市の様々な取組についての意見をたくさんいただきましたことを感謝申し上げたいと思っております。実は私は、この会をもちまして退任をさせていただくことになりました。誠に申し訳ありません。私は勤務している学校で副学長という管理職を担っているのですが、少子化で大学を大きく改革をするという事業が始まっております、なかなか学外の様々なお手伝いをするのがかなわなくなってしまっていて、今回の会議をもちまして退任をさせていただくことになりました。皆さんに本当に良いご意見をいただけて、私自身大きな学びの機会になったことを、お礼申し上げたいと思っております。私が抜けるとどうなるかということはですね、副会長のお2人にいろいろなことをお願いをしなければいけないところもあろうかと思っておりますし、私の残任期間につきましては、また別の方に入ってもらえるかということも課の方とも調整をしているところでございます。本当に勝手なことで、この会を離れることになってしまいますけれども、見守っております。いつも関心を持っております。この会が、藤沢市のすべての市民の方の笑顔に繋がるというふうに確信しておりますので、私は離れますけれども、皆さんでこの先を担っていただけるとありがたく思っております。本当にありがとうございます。では事務局に進行を戻したいと思っております。

○事務局(高橋) 鈴木会長、ありがとうございます。また3年間、いろいろとご尽力いただきまして誠にありがとうございます。次回の協議会におきまして、新しい会長を委員の互選により選出をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。最後に事務連絡をさせていただきます。次回の協議会の日程、議事録の確認につきましては、まず、今回で令和7年度の協議会が最後となります。令和8年度の開催スケジュールにつきましては、調整後メールで改めてご連絡をさせていただきますので、よろし

くお願いいたします。また本日の会議の議事録につきましては、作成でき次第、皆様にメールを送らせていただきますので、ご確認をお願いいたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。以上で本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上